

災害等発生時における富山国際大学の休講等措置に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山国際大学（以下「本学」という。）の学生の安全確保のため、災害又は不測の事態（以下「災害等」という。）が発生した場合における授業及び定期試験（以下「授業等」という。）並びに課外活動の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(災害の定義)

第2条 この要領において災害とは、地震、大雨、洪水、大雪、暴風等の自然現象が直接原因となって起こる被害をいう。

(気象警報等の定義)

第3条 この要領において気象警報等とは、気象庁が発表する大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪のいずれかの気象警報又は気象特別警報をいう。

(休講等措置)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合、オンライン授業又は休講及び定期試験延期の措置（以下「休講等措置」という。）を講ずることができることとする。

(1) 地震が発生し、キャンパス内で停電、断水、校舎等建物に被害がある場合で、状況を考慮した結果、授業等の実施が不可能と本学危機対策本部会議（以下「本部会議」という。）が判断した場合

(2) 富山県内において気象警報等が発表されている場合

①午前6時時点で気象警報等が発表されている場合は、午前又は終日の授業等について休講等措置を講ずることができる。

②午前10時の時点で気象警報等が発表されている場合は、午後の授業等について休講等措置を講ずることができる。

③授業等開始後に気象警報が発表された場合は、次の時限以降から休講等措置を講じ、気象特別警報が発表された場合は、直ちに休講等措置を講ずることができる。

(3) 富山県内の翌日の気象について、気象庁が気象警報等を発表する可能性が高いとしている場合で、本部会議が翌日の休講等措置を講ずる必要があると判断した場合

(4) 災害等の影響により公共交通機関（富山地方鉄道、JR高山線、JR氷見線、JR城端線、あいの風とやま鉄道、路線バスなど）が運休した場合、又は計画運休する場合

①気象警報等が発表されておらず、午前6時までに公共交通機関の運転が再開された場合は、1時限目から授業等を実施する。

②気象警報等が発表されておらず、午前6時以降午前10時までに公共交通機関の運転が再開された場合は、原則として3時限目から授業等を実施する。

③気象警報等が発表されていないが、午前10時を過ぎても公共交通機関の運転が再開されない場合は、午後も休講等措置を講ずることができる。

(5) 災害のほか、本部会議が学生の安全確保が必要と判断する不測の事態が生じた場合

(休講等措置の代替措置)

第5条 災害等により休講となった授業は、原則として補講を行うものとする。ただし、授業担当教員の判断により、レポートその他の当該授業に相当する学修を課すこと等により代替措置とすることができる。

2 災害等により延期となった定期試験は、試験日程及び実施方法を調整の上、行うものとする。

(学外での実習の取扱い)

第6条 教育実習、幼稚園教育実習、保育所実習及びインターンシップ等の学外での実習時は、各実習

先又は実習担当教員の指示に従うものとする。

(課外活動)

第7条 第4条により休講等措置を講ずる場合は、原則としてすべての課外活動を禁止する。休業日における課外活動についてもこの要領に準じ対応するものとする。

(休講等措置の周知)

第8条 第4条により休講等措置を講ずる場合は、次の各号に応じて学生及び教職員に対する全学一斉メール、並びに本学ウェブページなどで周知するものとする。

(1) 気象警報等が発表されている場合は、午前6時過ぎ若しくは午前10時過ぎ、又はその両方の時刻に周知する。

(2) 気象庁が翌日の気象について気象警報等を発表する可能性が高いとしている場合は、第4条第3号の判断内容に基づき、翌日の対応について午後7時頃までに周知する。

2 学生及び教職員への連絡は、原則、教育研究部学務課(教務担当又は学生支援担当)からするものとする。

3 第4条により休講等措置を講じる場合は、東黒牧キャンパススクールバスの運行及び学内食堂の営業について、担当部署が調整を行うこととする。

(救済措置)

第9条 災害等において休講等措置を講じない場合でも、学生は災害等の影響により通学が困難となり、やむを得ず授業等に欠席した場合は、電子欠席届システムにより欠席届を提出するものとし、授業担当教員は、当該学生に対し、欠席による不利益を与えないよう配慮するものとする。

(その他)

第10条 この要領の改廃は、本部会議の意見を聴いて、学長が決定する。

第11条 この要領に定めるもののほか、災害等が発生した場合の授業等及び課外活動の取扱いは、本部会議の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

1 この要領は、令和5年8月1日から施行する。

2 「富山国際大学における災害等による休講等措置について(令和3年3月31日制定)」は、廃止する。